

園の毎日に効く「国や都のきまり」と「新しい数字」を、動きがあった週に、A4で2枚にまとめてお届けします。むずかしい言葉は小さく、だいじなことは大きく。なにがどうなって、園はどうするとよいかまで書きま

す。
「決まったこと」と「予定・案」は分けて書きます。数字と制度はもとの資料のとおり、「つまり」「たとえば」「園でできること」は私たちの見方です。細かい条文や出典は、各記事のいちばん下に小さく。



この号の5つ

- 1 保育士さんは、いまも「ひっぱりだこ」 求人倍率 2.80倍 (2026年7月)
- 2 10月1日から、カスハラ対策は園の「義務」 法律が変わりました
- 3 こころの労災、1年で1,082件 お客さんなどの迷惑行為が原因も 127件
- 4 ストレスチェック、小さな園にも 2028年4月1日から・いまは準備の期間
- 5 東京都の奨励金 40万円、これが最後の募集 事前エントリー 10月23日～11月6日

1

保育士の有効求人倍率

保育士さんは、いまも「ひっぱりだこ」です

2.80倍

保育士の有効求人倍率
2026年7月

去年の7月 2.77倍
すべての仕事では
1.15倍

なにがどうなった？

こども家庭庁が9月1日に、新しい数字を載せました。2026年7月、仕事をさがしている保育士1人に対して、園などからの「来てほしい」が **2.8件**。すべての仕事の平均 (1.15倍) の2倍以上で、去年の7月より少し上がりました。

つまり

「人が来ない」のは、園のせいだけではありません。仕事をさがしている保育士さんの数より、求人のほうがずっと多いのです。

たとえば

仕事をさがしている保育士さんが10人いたら、28件の求人が待っている計算。選ぶのは、園ではなく保育士さんの側です。

園でできること

採用よりも「いまいる職員がやめない園」づくりが効く、と私たちは考えています。休みの取りやすさ、相談できる相手、はたらきまりのわかりやすさ。この3つを、10月に一度、職員と見直してみませんか。

出典 こども家庭庁「保育士有効求人倍率(R8.7)」2026年9月1日掲載(もとの数字は厚生労働省「一般職業紹介状況」。1月は3.88倍でした(2026年3月掲載)。7月は1月より低めに出る月で、去年も同じでした。

2

法律の改正・2026年10月1日

10月1日から、カスハラ対策は園の「義務」になりました

10/1

2026年10月1日から
事業主の義務に

保育の園も対象
東京都には条例も
(2025年4月～)

なにがどうなった？

法律(労働施策総合推進法など)が変わり、お客さん(園では保護者など)からの **行きすぎた言動＝カスタマーハラスメント(カスハラ)** から職員を守る取り組みが、園を運営する法人や自治体(事業主)の義務になりました。はたらきたい人(求職者)へのセクハラを防ぐ取り組みも、同じ日から義務です。

つまり

「保護者からの行きすぎた要求に、園としてどう向き合うか」を決めて、職員に知らせ、相談先をつくるのが、「したほうがよいこと」から「することになっていること」に変わりました。

たとえば

方針を文にして貼る。相談先(だれに言えばよいか)を決める。記録はどう取るかも決めておく。困ったときの流れを、職員みんなで共有する。

園でできること

国の指針が求めるのは、方針を決めて知らせる・相談先をつくる・起きたあとの対応・相談した人を守る、の4つ。最初の一步は「方針の一枚」と「相談先」。そのうえで、園のきまりの文書(就業規則やハラスメント防止規程)に書き込みます。こども家庭庁からも保育の園向けの事務連絡(3月25日)が出ています。

出典 令和7年改正 労働施策総合推進法等(令和7年法律第63号、2026年10月1日施行。求職者へのセクハラ防止は男女雇用機会均等法。公立の園は同法第48条により自治体にも適用)。令和8年厚生労働省告示第51号(顧客等の言動に関する指針、2026年2月26日)。厚生労働省「ハラスメント防止措置義務規定等における解釈事項について」(2026年4月24日、同年9月30日改訂・10月1日適用)、同「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」(令和8年度改訂版)。こども家庭庁 事務連絡「保育現場におけるハラスメント対策について」(2026年3月25日)。東京都カスタマー・ハラスメント防止条例(2025年4月1日施行)。

こころの労災は、ふえています

1,082件

こころの病気の労災と
認められた数
(令和7年度)前の年 1,056件
申請は 4,958件
うち医療・福祉 292件

なにがどうなった?

厚生労働省が7月15日に1年分の数字を出しました。こころの病気で「仕事が原因」と国に認められたのは**1,082件**。そのうち「お客さんなどからのひどい迷惑行為」が原因のものは**127件**(前の年 108件)、「上司などからのパワハラ」は 222件。保育を含む「医療・福祉」は 292件で、前の年よりふえました。

つまり

保護者からの言動でこころを病むのは、本人が弱いからではありません。国の労災の基準に「お客さんや施設の利用者からのひどい迷惑行為」という項目があり、実際に認められた例もあります。

たとえば

強い口調で責められる日が続き、眠れなくなって病院に行った。こうしたとき労災の対象になりえます。認めるかは、国(労働基準監督署)が基準に沿って決めます。

園でできること

保護者対応を、職員1人だけに受けさせない。対応は2人で、記録を残し、長引いたら交代する。「つらいときはここに」と、園の外の相談先(労働局の総合労働相談コーナーなど)もふだんから伝えておく。

出典 厚生労働省 令和7年度「過労死等の労災補償状況」(2026年7月15日公表)別添資料2 精神障害。「医療、福祉」の支給決定 292件(令和6年度 270件)。

ストレスチェックが、小さな園にも広がります

50人未満も

2028年4月1日から
50人未満の園も義務に日付は政令で確定
いまは準備の期間

なにがどうなった?

職員50人以上の職場(園ごとに数え、パートも含む)だけ義務だったストレスチェックが、**2028年4月1日**から50人未満の職場でも義務になります。今年6月には、集団分析(みんなの結果をまとめて見る)ことは「だれの答えかわからない方法で」と省令に、「10人未満のグループはふつうはまとめない」と国のリーフレットに書かれました(2027年4月1日から)。

つまり

ほとんどの園が対象です。年に1回、職員が自分のストレスについての質問に答え、結果は本人に返ります。ストレスが高いと出た人は、希望すれば医師の面談も。

たとえば

まとめて見るのは努力義務(できるだけ行いましょう)です。行いながら、職員20人の園は園全体で1つ。5人のクラスごとに分けるのは、ふつうはしません。だれの答えかわかるからです。

園でできること

いまから2つだけ決めておくことで楽です。「だれが行うか(外の医師・保健師など)」「結果は園が直接受け取らず、どこで保管するか」。厚生労働省の小さな職場向けマニュアルと規程の例は無料です。

出典 労働安全衛生法の改正(令和7年)。施行日 2028年4月1日は政令で確定。厚生労働省「小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアル」(令和8年2月)。労働安全衛生規則の改正(令和8年厚生労働省令第112号、2026年6月30日公布、2027年4月1日施行)とリーフレット。

東京都の奨励金 40万円、これが最後の募集です

40万円

第2回 事前エントリー
10月23日～11月6日5,000件の枠・抽選
これが最後の募集

なにがどうなった?

東京都の企業向け奨励金(カスタマーハラスメント防止対策推進事業)の第2回募集です。対象は都内の中小企業など(いつも雇っている人が300人以下)。マニュアルを整えたうえで、録音・録画のそなえ、AIを使ったり、外部の人にたのむ、のどれか1つを実際に行い、抽選と審査を通ると40万円が出ます。「本事業の募集は今回で終了」と発表にあります。

つまり

来年度に同じ募集があるかは発表されていません。使うなら今回です。申し込みはJグランツ(電子申請)で、gBizIDプライムという国のIDが要ります。

たとえば

保護者対応のマニュアルを作り、事務室に録音できる電話を入れた園。こうした園が対象になりうる形です。園の法人の種類が対象かは、募集要項で確かめてください。

園でできること

都内の園は、11月6日までに事前エントリーを(申し込みの受付期間は、あとで特設サイトにします)。gBizIDプライムは郵送だと最大1か月、マイナンバーカードなら最短で即日。都外の園は、県や市の似た制度をさがしてみてください。

出典 東京都 報道発表「令和8年度 カスタマーハラスメント防止対策推進事業 企業向け奨励金 第2回募集のご案内」(2026年9月8日)。東京しごと財団「カスタマーハラスメント防止対策推進事業 企業向け奨励金」(2026年7月9日更新)。G Biz ID「gBizIDプライムの申請」。

この通信の作り方

国と東京都が出したものと資料だけで書いています。新聞やテレビ、まとめサイトは使いません。文を使うときは「こどものそら通信 No.1(社会保険労務士法人 こどものそら舎)より」と書き、数字は各記事の出典を示してください。次号は、次に動きがあった週に。

園からのご相談・ご質問

<https://kodomonosora.jp/contact/info@kodomonosora.jp>

ご相談の文には、保護者やお子さんの名前など、だれのことかわかる書き方は入れないでください。